

日本ソフトバレーボール連盟規約

第1章 名称及び所在地

第1条 本連盟は、日本ソフトバレーボール連盟（英文は Japan Soft Volleyball Federation）と称する。

第2条 本連盟は、事務局を愛知県小牧市大山南64番地2に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は、公益財団法人日本バレーボール協会の加盟団体として、わが国のソフトバレーボールを統括し、加盟団体相互の連携・協力を促進して、ソフトバレーボールの健全な普及発展を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ソフトバレーボールに関する各種競技会の開催
- (2) ソフトバレーボールに関する各種競技会の公認・後援及び指導
- (3) ソフトバレーボールに関する指導講習会の開催及び指導者派遣
- (4) ソフトバレーボールに関する各種国際競技会への選手の選考及び派遣
- (5) ソフトバレーボールに関する競技規則の制定と研究
- (6) ソフトバレーボールに関する施設・用具の認定と管理
- (7) ソフトバレーボールに関する諸団体・関連事業の連絡調整
- (8) ソフトバレーボールに関する各種調査及び研究
- (9) ソフトバレーボールに関係功労者の表彰
- (10) その他、本連盟の目的達成のために必要な事業

第4章 組織

第5条 本連盟は、各都道府県バレーボール協会が推薦するソフトバレーボールの統括団体もしくは本連盟の趣旨に賛同する団体で組織する。

第6条 本連盟に加盟を希望する団体は、評議員会の決議を経て加盟することができる。

第7条 加盟団体は別に定める分担金を納入しなければならない。

第5章 役員

第8条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 評議員 50名以内
- (2) 理事 30名以内

(3) 監 事 2名

第9条 本連盟の役員は、次の方法により選出する。

(1) 評議員は、加盟団体の役員から1名を選任する。

(2) 評議員に就任する者は、理事及び監事に就任することはできない。

(3) 理事は、加盟団体で構成する9ブロックの連盟から選出された者及び理事会から推薦された学識経験者で、評議員会で承認された者とする。

(4) 理事会は、理事の推薦に合わせて次の役職を付加して評議員会に諮らなければならない。

① 会 長 1名

② 副会長 若干名

③ 理事長 1名

④ 副理事長 若干名

(5) 監事は、理事会が推薦し、評議員会で承認された者とする。

第10条 本連盟の役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本連盟を代表して会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(3) 理事長は、会長の命を受けて本連盟の会務を掌理する。

(4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。

(5) 理事は、理事会を構成し、業務を決議し執行する。

(6) 評議員は、本連盟の重要事項を決定するとともに、第6条に定める加盟団体との連絡・調整を行う。

(7) 監事は、本連盟の業務及び会計を監査する。

第11条 本連盟の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、第8条に基づいてこれを補充する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 本連盟に、名誉会長、名誉副会長、特別顧問、顧問及び参与を置くことができる。

(1) 名誉会長、名誉副会長、特別顧問、顧問及び参与は、本連盟事業の推進に多大な功績のあった者の中から、理事会で推挙し、評議員会で承認された者とする。

(2) 名誉会長、名誉副会長、特別顧問、顧問及び参与は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。

(3) 名誉会長、名誉副会長及び特別顧問は、会長の要請を受けて指定された会議の助言者として出席することができる。

第6章 会 議

第13条 本連盟に次の会議を置く。

2 評議員会は、評議員をもって構成し、毎年3月に開催し、次の事項を審議決定する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(1) 事業報告・計画

(2) 収支決算・予算

(3) 役員の改選

(4) その他重要な事項

3 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び理事をもって構成し、執行機関として、評議員会の決定事項を処理執行する。

4 企画委員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、専門委員長及びブロック理事代表をもって構成し、本会の議案や会務の調整に当たる。

第14条 理事会は、本連盟の会務を審議決定するため、必要に応じて会長がこれを招集し、かつ議長となる。

第15条 会議は、2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

第16条 本連盟の事業を遂行するため、次の専門委員会を設置する。

(1) 総務委員会

(2) 情報管理委員会

(3) 競技委員会

(4) 審判規則委員会

(5) 指導普及委員会

(6) 広報委員会

(7) 特別委員会

2 専門委員会は、本連盟の事業遂行に必要な事項を専門的に分担所管し、理事会の承認を得て処理執行する。

3 専門委員会に関する事項は理事会で別に定める。

第7章 会 計

第17条 本連盟の経費は、加盟団体分担金（30,000円）、公益財団法人日本バレーボール協会配賦金、補助金、寄付金及びその他をもってこれに充てる。

第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

本連盟規約は、平成 2年1月28日から施行する。

本連盟規約は、平成 9年3月9日から施行する。

本連盟規約は、平成10年4月1日から施行する。

本連盟規約は、平成15年4月1日から施行する。

本連盟規約は、平成17年4月1日から施行する。

本連盟規約は、平成18年4月1日から施行する。

本連盟規約は、平成23年4月1日から施行する。

本連盟規約は、平成26年4月1日から施行する。

本連盟規約は、平成29年4月1日から施行する。

本連盟規約は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、第9条第1項第2号の規定は、平成31年4月1日から施行する。

本連盟規約は、平成31年4月1日から施行する。